

第 2 1 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 9 月 6 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第83号から第86号)
日程第4 議事(議案第88号から第90号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 0 人)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石庭 文男 | 3 番 | 熊西 忠治 |
| 4 番 | 土合 正夫 | 5 番 | 中井 敏男 |
| 6 番 | 山下 隆之 | 7 番 | 横山 實 |
| 8 番 | 石井 寿男 | 9 番 | 前花 敏子 |
| 10 番 | 山崎 秋夫 | 11 番 | 永森 薫 |
| 12 番 | 三島 博 | 14 番 | 舟木 康眞 |
| 15 番 | 杉森 雅弘 | 16 番 | 山本 久雄 |
| 18 番 | 前田 進 | 19 番 | 向井 隆一 |
| 20 番 | 山谷 孝芳 | 21 番 | 田中 智浩 |
| 22 番 | 佐伯 洋作 | 23 番 | 橋爪 秀夫 |

欠 席 委 員 (4 人)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 2 番 | 山崎 良吉 | 13 番 | 大松 治雄 |
| 17 番 | 水元 睦雄 | 24 番 | 永野 邦夫 |

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

| | |
|--------|-----------------------------|
| 報告第83号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について |
| 報告第84号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |
| 報告第85号 | 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて |
| 報告第86号 | 農地法第18条第6項の規定による通知等について |
| 議案第88号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第89号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第90号 | 農用地利用集積計画の決定について |

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫
主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後1時30分

議長(舟木会長)

ただいまから、第21回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「2番山崎良吉委員」「13番大松委員」「17番水元委員」「24番永野委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「22番 佐伯委員」「23番 橋爪委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第83号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第83号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の
受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第84号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第84号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第85号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第85号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げに
ついてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたし
ましたので、ご了知をお願いします。

(報告第86号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第86号農地法第18条第6項の規定による通知等について
を議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第88号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

なお、本議案中、1番の石庭委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、石庭委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第88号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1件は経営規模拡大を目的とする所有権移転です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第 88 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 88 号農地法第 3 条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

事務局より石庭委員に着席を頂くよう伝えてください。

（議案第 89 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 6 ページの議案第 89 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 89 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は住宅敷地の拡張を目的とする転用申請です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について山崎秋夫委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第 89 号の 1 番について説明します

申請地は現在道路拡幅工事が進められている県道 線沿いに位置し、工事により収用された農地の残地として約 16 m²だけ残っております。

最近になって、ここを住宅敷地の一部として譲ってもらえないかとの相談があり、申請に至ったものです。

今回の転用により、近隣農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。
以上です。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第89号の1番について、説明をさせていただきます。
申請地は土地改良事業の実施区域内農地にあたることから、これを1種農地と判断します。
1種農地での転用は原則不許可となりますが、隣接する宅地の拡張を目的とするものであり、利用計画等も別段問題はないと思われることからやむを得ないと考えます。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

今ほどの説明で、1種農地での転用は原則不許可といわれましたが、他に、どのような場合であれば許可されるのか教えて下さい。

事務局(安元)

1種農地で不許可の例外とされているのは、農業用施設や流通業務施設、そのほかに既存地拡張や集落接続要件を満たし、県が必要と認めるものがありますね。
今回の件については、既存宅地を拡張する計画であることから、転用が可能となるものです。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 89 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第 90 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 4 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 90 号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 90 号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 21 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 10 分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年10月7日(月)午後2時
射水市役所 布目庁舎301号会議室

議 長

署名委員

署名委員

第二十一回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十五年九月十日
至 平成二十五年九月三十日